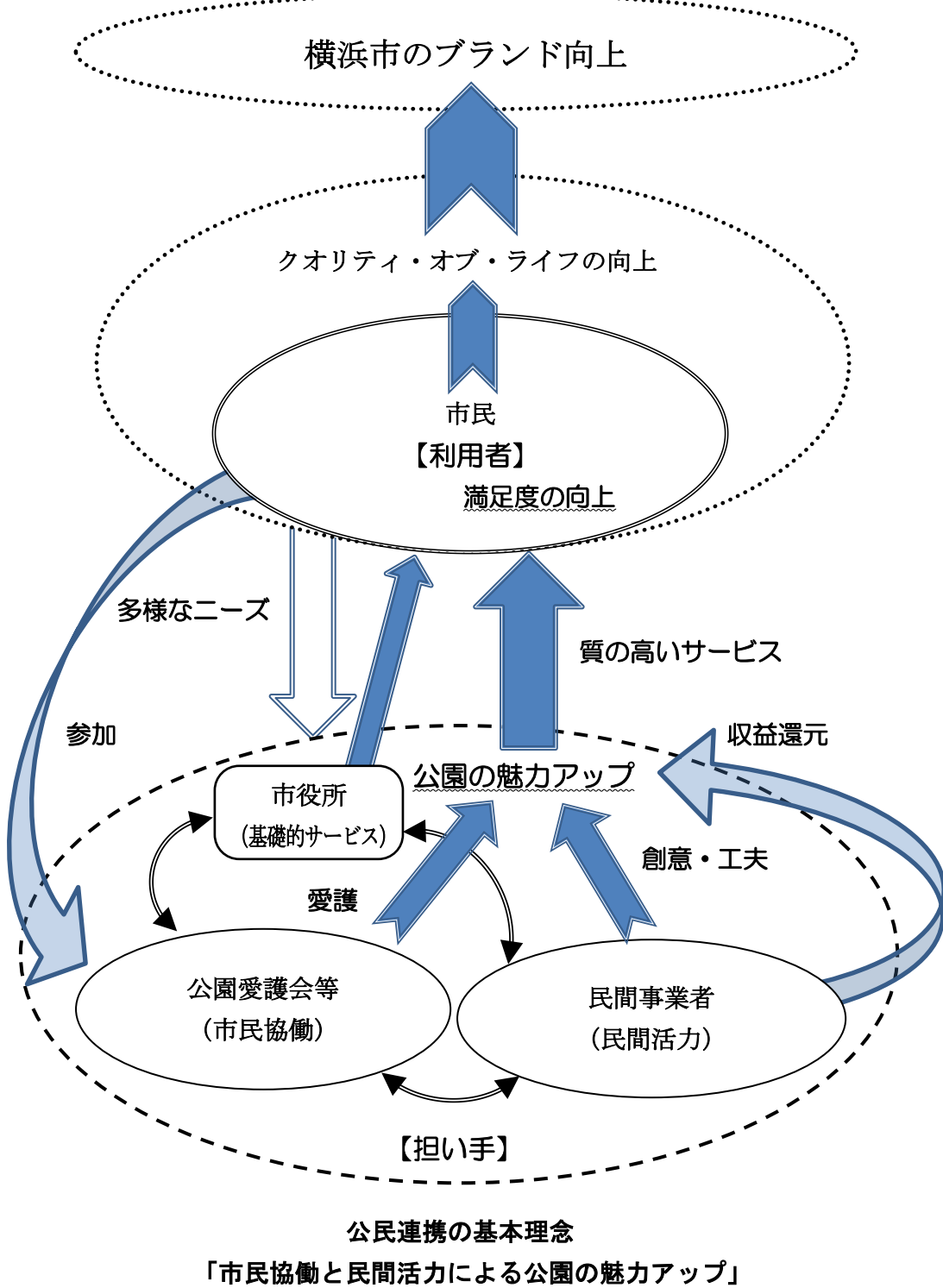


公園における公民連携に関する基本方針（仮称）骨子案 概略

- 1 これからの公園行政：「公園経営」の視点が必要
公園経営の目的：公園利用者の満足度の向上
↓
公園から市民のクオリティ・オブ・ライフを高め、
横浜市のブランド向上につなげる
- 2 公園経営と公民連携：行政（公）とともに公園に関わる主体（民）を増やし、それぞれの強みを生かす
公園経営の手法：公民連携の推進
- 3 公民連携の基本理念：市民協働と民間活力による公園の魅力アップ
～ 公園を支える担い手の拡大 ～
～ 民間事業者等による質の高いサービス提供 ～
- 4 公民連携の行動5原則：
 - ① 公園の目指す将来像の共有
 - ② 相互理解と透明性の確保
 - ③ 地域に寄り添う利活用
 - ④ 公園に求められるニーズへの対応
 - ⑤ 適切な手法の選択と収益の還元
- 5 公民連携の具体的取組
【別紙参考を参照】

公園における公民連携に関する基本方針（仮称）骨子案 概念図



公園における公民連携に関する基本方針（仮称）の骨子案 本文

1 これからの公園行政

公園は、都市における基本的なインフラであり、環境保全、災害抑制等の機能を有するほか、市民生活に安らぎや活力をもたらす貴重なオープンスペースです。横浜市においては、江戸時代末期の開港（1859年）による都市形成から間もない明治時代初期に、初の西洋式庭園である山手公園（1870年）や彼我公園（1876年）が開園し、以降150年の公園史を刻んできました。この間、震災や戦災からの復興、接收解除を機とする都市づくりの一環で計画的な公園整備を進めてきました。また、高度経済成長期における市内全域の都市化とともに児童公園の設置を急速に進めました。都市の成熟期を迎えている現在、花と緑による魅力創出等の取組は、公園からまちへと広がりを見せています。

横浜の公園を取り巻く社会情勢は大きく移り変わってきましたが、市民（公園利用者）の満足度が向上するよう公園の魅力アップを図っていくのは、公園設置者である市役所の責務です。これまで、計画、整備、維持・管理のそれぞれの領域において、様々な工夫を行い、役割を果たしてきました。また、山下公園やアメリカ山公園などの事例に見られるような先進的な取組も進めてきたところです。しかし、少子高齢化が進展し、市民ニーズが多様化している今日、更なる満足度の向上を目指していくためには、計画段階から開園後の維持・管理、そして運営までをトータルにとらえる「公園経営＝パークマネジメント」の視点が求められています。

「公園経営」とは「公園利用者の満足度向上」を目的とした概念ですが、市民生活における公園の存在感や都市空間としてのポテンシャルを鑑みれば、公園利用者の満足度向上は、市民生活の向上に直結し、さらには横浜市のブランド向上につながっていく力を持っているといえます。

公園経営の目的：公園から市民のクオリティ・オブ・ライフを高め、横浜市のブランド向上につなげていく
～住んでみたい街、行ってみたい街として選ばれる持続可能な都市～

2 公園経営と公民連携

公園利用者の満足度向上を実現するためには、それぞれの公園の特性を生かした魅力アップを図っていく必要がありますが、これを市役所だけで都心部から郊外部までの2,600か所以上できめ細かく対応していくことは、費用や能力の面で自ずと限界があります。

そこで、行政（公）とともに、地域の住民（民）や様々な事業を展開する民間事業者（民）が連携し、それぞれの強みを発揮していくことがたいへん重要になります。すでに横浜市においては、地域住民主体の公園愛護会が2,300か所以上の身近な公園の維持・管理の一端を担い、また、指定管理者制度導入等、民間事業者による維持・管理や運営も数多く行われています。さらに、利用者のニーズが多様化、高度化している今日、満足度向上の実現には、公園愛護会や民間事業者との連携が欠かせないものになりつつあるといえます。

そこで、「公民連携の推進」を横浜市の公園経営に不可欠な手法として位置付けます。

公園経営の手法：公民連携の推進

～行政（公）とともに公園に関わる様々な主体（民）が、それぞれの強みを生かす～

3 公民連携の基本理念

横浜市の公園は、半世紀前からの市民協働である公園愛護会による維持・管理や、民間事業者との先進的な取組など、歴史と多様性を併せ持っています。

公園愛護会活動は、地域に身近な公園においてきめ細かな維持・管理を実践し、「地域の庭」として育んできました。また、都心部の観光公園では、民間事業者の意欲や創意・工夫により、維持・管理やサービスの質的向上が図られる事例が生まれています。

今後、更に公園の特性や利用者ニーズ等に応じた取組を展開し、それぞれの強みを生かした公民連携を推進し、担い手となる市民や民間事業者を拡大することで、賑わいの創出など公園の魅力アップを図っていきます。これを全ての取組に共通する考え方＝「基本理念」として掲げます。

公民連携の基本理念：市民協働と民間活力による公園の魅力アップ

～ 公園を支える担い手の拡大 ～

～ 民間事業者等による質の高いサービス提供 ～

4 公民連携の行動5原則

基本理念の下での具体的な取組の推進に当たり、留意すべき点を「行動原則」としてまとめました。

① 公園の目指す将来像の共有

- ・ 公民連携による公園活用に当たっては、公園設置者である「公」が、それぞれの公園の課題を踏まえた将来像を利用者や担い手としっかりと共有することが出発点となります。
- ・ 将来像については、その公園の本来的機能（環境保全、災害抑制等）、歴史的背景、立地特性（ポテンシャル）といったアイデンティティを基礎的な情報として整理した上で、公園のもつ潜在的な可能性を引き出していくことが重要です。

② 相互理解と透明性の確保

- ・ 「公」と「民」は、公園を魅力アップさせ、公園利用者の満足度向上のために行動するという目標を共有し、お互いの役割分担を明確にして、協力しあうことが必要です。
- ・ サービス提供やイベントの実施に当たっては、意欲ある事業者を、透明性を確保しながら積極的に募ることで、質の高い提案を促していきます。

③ 地域に寄り添う利活用

- ・公園は、市民にとって身近な緑のオープンスペースであり、その空間と機能は地域に多くの便益をもたらすかけがえのない存在です。また、長年「地域の庭」として育まれてきた公園も多く、賑わい創出等の利活用に当たっては、地域の方々の意向に十分留意します。
- ・公園が持つポテンシャルを最大限に活用し、地域が抱える課題（コミュニティ活性化、生活利便性など）の解決にも積極的に取り組み、地域の魅力向上につなげていきます。

④ 公園に求められるニーズへの対応

- ・公園での公民連携の取組が、市民のクオリティ・オブ・ライフを高め、それを横浜市ブランド向上につなげていくためには、その公園固有の課題に着目した「公園の視点」、公園を取り巻く地域のマネジメントを意識した「地域の視点」、更には将来にわたる市政運営上のニーズに対応していく「全市的な視点」を持つことが重要です。
- ・公園の機能や空間が持つ優位性を生かすことで、公園の魅力アップと両立しながら対応が図れるニーズ（少子高齢化対策、健康づくり、防災対策、地域経済の活性化など）も多く、地域ごとに異なるニーズへの対応を意識して進めることで、相乗効果を生み出していきます。

⑤ 適切な手法の選択と収益の還元

- ・公民連携の手法である「市民協働」と「民間活力」を適切に選択あるいはその両方を組み合わせることで、公園のもつストック効果を最大限に引き出します。
- ・公園から生まれた収益が、公園の魅力アップや地域ごとの課題の解決へ還元され、持続的な取組につながるよう、公民連携を進めます。

公民連携の具体的取組（想定される取組例）

★＝新規、◎＝拡充、下線＝横浜ならではの取組

1 パークマネジメントプラン等による公園の将来像の共有

【取組例】

- ★ 大規模な公園を中心としたパークマネジメントプランの策定（*策定対象や内容の整理等を検討など）、など

2 公園愛護会の機能拡充と支援強化

【取組例】

- ◎ 維持管理に加え、イベントなど公園活用の取組の拡充
- ★ 公園愛護会と民間事業者等との連携の推進、など

3 P－P F I 制度の積極的な導入

【取組例】

- ★ 公園の新設や再整備等でのP－P F I 事業の導入（*導入プロセスの検討、など）

4 これまでの取組の更なる展開

【取組例】

- ◎ 設置管理許可制度や行為許可制度の積極的な運用（*公募型事業による柔軟な運用を検討、など）
- ◎ 指定管理者制度における他の取組との連携など積極的な運用
- ◎ 企業協賛の推進、など

5 公民連携推進のための体制整備

【取組例】

- ★ 市役所と民間事業者等との連携の促進（*公園活用の提案窓口の設置など）
- ★ 公園協議会制度の活用（*パークマネジメントプラン等と連携した設置・運用の検討など）、など

6 公民連携に関わる人材育成等

【取組例】

- ★ 先進事例のデータベース化等情報共有の積極的な推進
- ★ 公民連携に関わる職員のスキルアップのための研修等の実施、など

■パークマネジメントプランの先進事例

東京都 PMマスタープラン

目標の実現に向けた10のプロジェクト
 基本理念と目標の実現に向け、次の10のプロジェクトを展開していくこととしました。

プロジェクト1 : 丘陵地等保全・活用広域連携プロジェクト
 プロジェクト2 : 水と緑の骨格軸形成プロジェクト
 プロジェクト3 : 自然とのふれあいプロジェクト
 プロジェクト4 : 都立公園の千客万来プロジェクト
 プロジェクト5 : 都心の緑のネットワーク推進プロジェクト
 プロジェクト6 : 防災ネットワーク推進プロジェクト
 プロジェクト7 : 民間の活力導入促進プロジェクト
 プロジェクト8 : 都立公園の魅力向上プロジェクト
 プロジェクト9 : 都立公園の安全・快適プロジェクト
 プロジェクト10 : パートナースHIP推進プロジェクト

東京都 日比谷公園

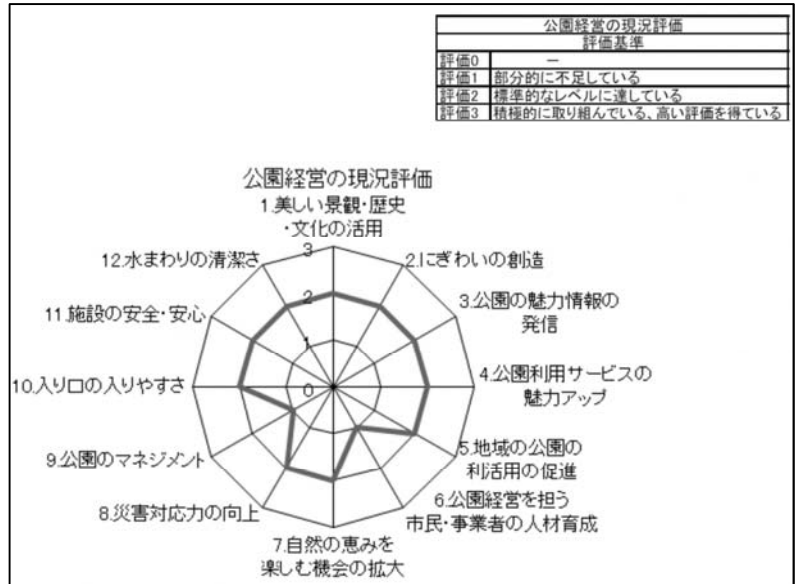
プラン名	公園別マネジメントプラン（東京都）
策定年月	平成18年2月（第2版：平成23年3月）
構成	<p>■日比谷公園</p> <p>I 基本事項</p> <p>II 現況・特性</p> <p>1 日比谷公園の概要</p> <p>(1) 現況</p> <p>(2) 沿革</p> <p>(3) 行政計画上の位置づけ</p> <p>(4) 公園の立地条件</p> <p>2 日比谷公園の特徴と利用状況</p> <p>(1) 日比谷公園の特徴</p> <p>(2) 利用状況など</p> <p>III 日比谷公園パークマネジメント</p> <p>(1) 日比谷公園の基本的な性格・役割</p> <p>(2) 公園が目指すべき目標</p> <p>(3) 取組み方針</p> <p>① ゾーン別利用特性</p> <p>② 維持管理方針</p> <p>③ 運営管理方針</p> <p>④ 改修・再整備方針</p> <p><資料編></p> <p>1 利用状況データ</p> <p>① 年間利用者数</p> <p>② 主な催事の状況</p> <p>③ 主な活動団体一覧</p> <p>④ 特徴的な利用</p> <p>⑤ 主な広報</p> <p>⑥ 利用者の声</p> <p>⑦ 利用状況写真</p> <p>2 法令・マニュアル一覧</p> <p>3 防災関連</p> <p>① 避難場所指定の公園</p> <p>② 大規模救出救助活動拠点候補地としての公園</p> <p>③ ヘリコプター活動拠点候補地としての公園</p> <p>4 ゾーン区分</p> <p>5 日比谷公園関連資料等</p>

出典：官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン（H26年）

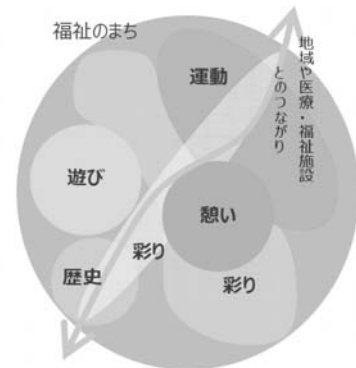
東京都パークマネジメントプラン（H26年）

現状分析

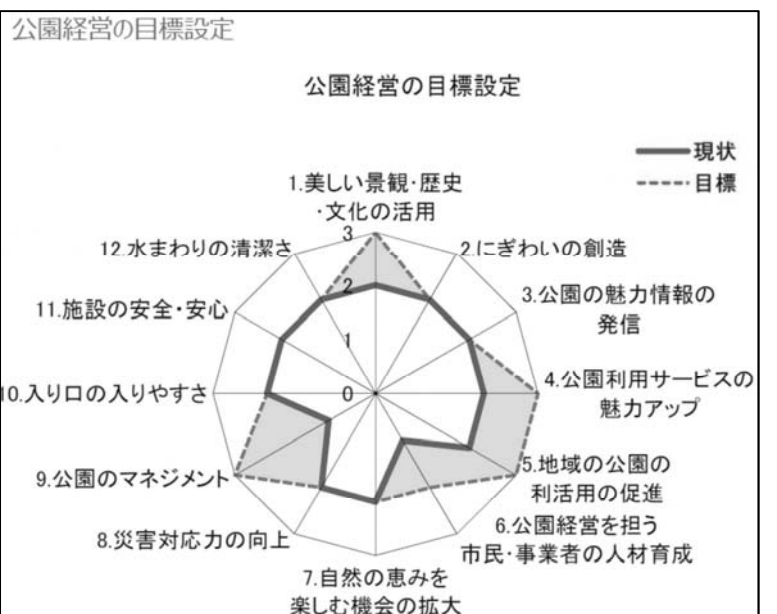
パークマネジメントプラン 基本事項
1.公園の概要
1-1.千種公園の概要
(1) 概要
(2) 行政計画上の位置づけおよび指定等
1-2.沿革
1-3.立地環境
(1) 自然状況
(2) 周辺状況
1-4.整備時の方針および内容
(1) 整備当初の基本方針
1-5.施設状況
(1) 施設概要
(2) 利用時間および料金
(3) 景観
1-6.利用状況
(1) 利用実績
(2) 主な行事
(3) 利用者の意見
(4) 利用・運営上の課題
(5) 協働
1-7.公園の基本的な性格・役割
(1) 特長の分析
(2) 公園経営の視点から見た現況評価
2.めざすべき姿と取り組みの方針
2-1.公園がめざすべき姿
(1) めざす公園像
(2) 千種公園のイメージ
2-2.取り組みの方針
(1) 公園経営の目標設定
(2) ゾーン別特性
(3) 維持管理の方針
(4) 景観形成の方針
(5) 運営管理の方針
(6) 連携・協働の方針
(7) 改修・再整備の方針
(8) 災害対応の方針



イメージ



取り組みの方針



公募設置管理制度（P-PFI）の概要

都市公園のストックが増加し施設の老朽化が進むなか、良好な維持管理、機能維持のための費用は限られています。都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけでなく、民間資金、ノウハウの活用をより一層推進すること必要となっていました。そこで、民間活力による新たな都市公園の整備手法を創設し、公園の再生・活性化を推進することを目的に創設された都市公園法に定められた制度です。

1. 公募設置管理制度の特徴

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと

- 公園において飲食店や売店などの収益施設等（公募対象公園施設）と園路、広場等の整備を一体的に行う民間事業者を公募により選定する
- 選定にあたっては都市公園法で学識有識者の意見を聴くことになっており、国としては委員会の設置を推奨 ⇒横浜市公園公民連携推進委員会
- 民間事業者は整備費を負担し、公園使用料を自治体に支払う（新たな財源確保）
- 民間事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用



2. 公募設置管理制度の特例措置

事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

特例 1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

現行、設置管理許可の期間は最長10年であるが、民間事業者が施設を設置し、投資を回収するという観点からは短い場合が多く、民間が参入しづらい、簡易な施設しか設置できない等の課題があるため、公募設置管理制度に基づき選定された者に対して、上限20年の範囲内で設置管理許可を保証

特例 2 建蔽率の特例（2%→12%）

通常、便益施設（飲食店・売店等）の建蔽率2%のところ、公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に10%の建蔽率上乘せ

特例 3 占用物件の特例

公募設置管理制度に基づき選定された者は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔を占用物件（利便増進施設）として設置できる

都市公園法（一部抜粋）

（公募対象公園施設の公募設置等指針）

第五条の二 公園管理者は、飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、前条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「公募対象公園施設」という。）について、公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針（以下「公募設置等指針」という。）を定めることができる。

2 公募設置等指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 公募対象公園施設の種類

二 公募対象公園施設の場所

三 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

四 公募対象公園施設の使用料（公募対象公園施設の設置又は管理に係る使用料をいう。以下同じ。）の額の最低額

五 特定公園施設（公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、当該公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。）の建設に関する事項（当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。）

六 利便増進施設（自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の政令で定める物件又は施設であつて、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。）の設置に関する事項

七 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて公募対象公園施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い必要となるものに関する事項

八 第五条の五第一項の認定の有効期間

九 設置等予定者（公募対象公園施設に係る前条第一項の許可の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。）を選定するための評価の基準

十 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

3 前項第二号の場所は、前条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが都市公園の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めないものとする。

4 第二項第四号の使用料の額の最低額は、第十八条の規定に基づく条例（国の設置に係る都市公園にあつては、同条の規定に基づく政令）で定める額を下回つてはならないものとする。

5 第二項第八号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

6 公園管理者は、第二項第九号の評価の基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

7 公園管理者は、公募設置等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

（公募設置等計画の提出）第五条の三 省略

（設置等予定者の選定）第五条の四 省略

（公募設置等計画の認定）第五条の五 省略

（公募設置等計画の変更等）第五条の六 省略

（地位の承継）第五条の八 省略

協議会の設置

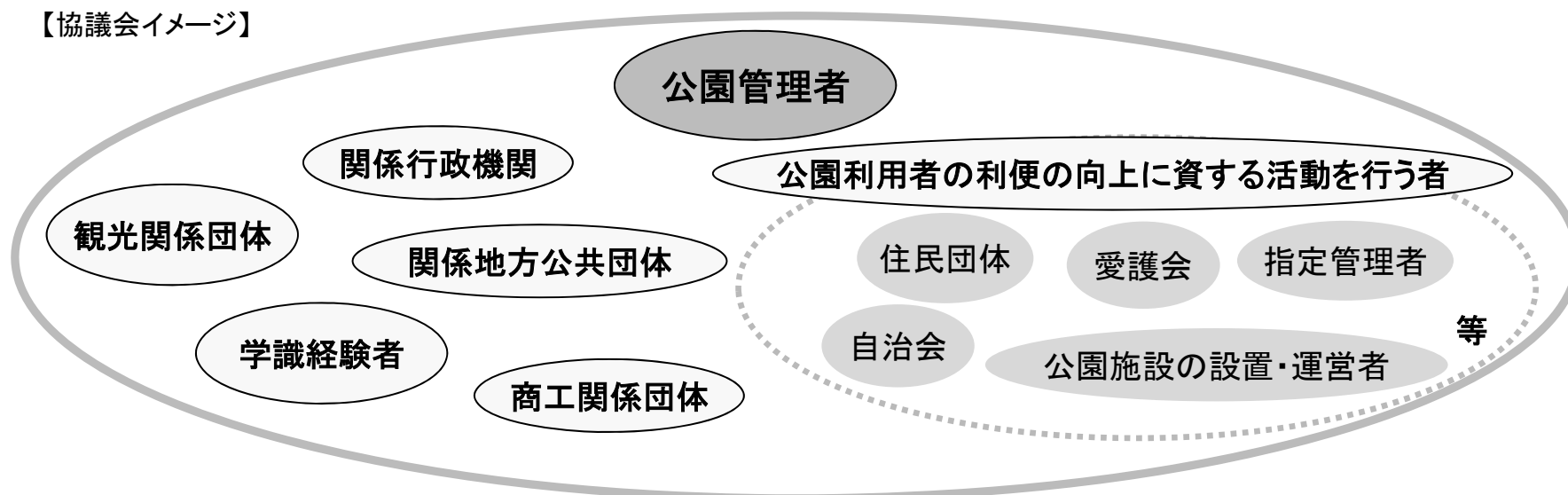
問題意識

- 立地条件が良いにもかかわらず、十分利用されていない公園もあるのではないか
- ボール遊び禁止、バーベキュー禁止など一律禁止ではなく、公園を利用する地域住民等と公園利用のローカルルールを決めていく仕組みがあっても良いのではないか

協議会の設置

- 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。

【協議会イメージ】



協議会における協議事項(例)

- 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- 都市公園のマネジメント方針、計画 等

環創管理第 472 号

平成 30 年 10 月 9 日

横浜市公園公民連携推進委員会委員長

横浜市環境創造局長

横浜市公園公民連携推進委員会における審議について（依頼）

1 審議事項

公募設置管理制度による公募について

- ・ 公募設置等指針に示す評価基準
- ・ 設置等予定者の選定及び次点候補者の決定

2 審議回数

2回程度

横浜市公園公民連携推進委員会運営要綱

制定 平成30年 3月19日 環創管第1121号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市公園条例（昭和33年3月31日横浜市条例第11号。以下「条例」という。）第34条に基づき、同条に規定する事項を適正に実施するため、横浜市公園公民連携推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担当事務）

第2条 委員会は、条例第34条第1項に規定する次の事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 公園における公民連携に関する基本方針
- (2) 公募設置等指針に示す評価基準
 - ア 事業の実施方針
 - イ 事業実施体制
 - ウ 施設の設置計画
 - エ 施設の管理運営計画
 - オ 事業計画
 - カ 価格提案
 - キ その他必要と認められる事項
- (3) 設置等予定者の選定及び次点候補者（設置等予定者を設置等管理者として許可できない事情がある場合において、当該許可できない予定者に代わって設置等予定者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- (4) その他市長が必要と認める事項

（報告）

第3条 委員会は、設置等予定者の選定（次点候補者の決定を含む。）を行ったときは、当該結果を速やかに市長に報告するものとする。

（委員）

第4条 条例第34条第2項に定める委員は、次に掲げる分野から市長が任命する。なお、

学識経験者 2 人以上を含むこととする。

- (1) 造園分野
- (2) 都市計画・まちづくり分野
- (3) 経営・財務分野
- (4) その他市長が必要と認める分野

2 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。

3 委員の氏名及び役職等は公募の要項等に記載する。

4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員又は専門委員)

第 5 条 条例第 34 条第 3 項に定める臨時委員又は専門委員は、市長が任命する。

2 臨時委員又は専門委員は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときは解任されるものとする。

(委員の責務)

第 6 条 委員は、条例第 34 条第 1 項に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、条例第 34 条第 1 項第 2 号の応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

4 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

(委員の除斥)

第 7 条 委員及び臨時委員又は専門委員は、自己又は自己と密接な関係のあるものに直接利害関係を有する事項を審議する場合は、その審議に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員の任期)

第 8 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを 1 年とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第9条 委員会には委員の互選により定めた委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後、第9条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第11条 委員会は、必要と認める場合には、作業部会を置くことができる。

(会議の公開)

第12条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、環境創造局公園緑地管理課において行う。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員

会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年3月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第10条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方
公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき設置する審
議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。た
だし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され
ると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は
一部を公開しないこととした場合